

安城市企業投資促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内に長年立地する事業者の次世代成長分野等に係る工場等の新增設等の投資及び市内における高度先端産業に係る工場等の新增設等の投資に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する安城市企業投資促進事業補助金（以下「補助金」という。）に関し、安城市補助金等の予算執行に関する規則（昭和39年安城市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 次世代成長分野等 次に掲げる分野をいう。

ア 次世代自動車関連分野（自動車関連を含む。）

イ 航空宇宙関連分野

ウ 環境・新エネルギー関連分野

エ 健康長寿関連分野（キに該当するものを除く。）

オ 情報通信関連分野

カ ロボット関連分野

キ 愛知県の産業集積の推進に関する基本指針別表の西三河地域の項において定める業種

ク アからキまでに準ずるものとして市長が認める分野

(2) 高度先端産業 次に掲げる分野において、高度かつ先端的な技術を利用する製品の製造（製造のための電子計算機に係るプログラムの作成を含む。）又は研究を行う事業をいう。

ア 先端素材関連分野

イ ナノテクノロジー関連分野

ウ バイオテクノロジー関連分野

エ 前号イからオまでに掲げる分野

オ アからエまでに準ずるものとして市長が認める分野

(3) 工場等 工場（電子計算機に係るプログラムの作成を行う事業にあつては、事業場。以下同じ。）及び研究所をいう。ただし、物流施設、倉庫、事務所等

製造又は開発機能を有さない部分が過半を占めるものを除く。

- (4) 新增設等 市内において自らの事業のために工場等を新たに設置し、若しくは工場等を拡張し、又は既設の工場等の建物内に新たに機械設備を設置することをいう。
- (5) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項に規定する中小企業団体をいう。
- (6) 固定資産取得費用 地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第1号に規定する固定資産（土地及び事務用品等製造又は開発に直接寄与しない償却資産を除く。）の取得に要する費用（消費税及び地方消費税相当額を除く。）をいう。
- (7) 一企業グループ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第2条に規定する連結会社、非連結子会社及び関連会社をいう。
- (8) 事業所 経済活動の場所的単位であって原則として次の要件を備えているものをいう。
 - ア 経済活動が単一の経営主体のもとにおいて一区画の土地を占めて行われていること。
 - イ 事業が、人及び機械設備を有して継続的に行われていること。

（補助対象者）

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかの事業者とする。

- (1) 次のいずれにも該当する事業者

ア 次のいずれかに該当すること。

（ア）常用雇用者数（市内において、補助金の交付の期間中常時雇用し、社会保険及び雇用保険に加入している正社員、パートタイマー及び契約社員の数を行い、派遣労働者、請負労働者等の数を除く。以下同じ。）が25人以上の中小企業者で、固定資産取得費用が1億円以上であり、かつ、愛知県新あいち創造産業立地補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）別表第1交付の要件欄第1号に該当する者として市が認定される事業に係る新增設等を行うものであること。

（イ）常用雇用者数が100人以上で、固定資産取得費用が2.5億円以上である新增設等を行う事業者であり、かつ、愛知県新あいち創造産業立地補

助金交付要綱別表第1 交付の要件欄第2号に該当する者として認定されるものであること。

イ 20年以上県内に立地し、かつ、おおむね10年以上市内に立地している工場等を有すること。

ウ 過去に同一の工場等の同一事業において、この号の規定による事業者として補助金の交付を受けていないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団員若しくは暴力団でない者又は暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有しない者であること。

オ 市税を滞納していないこと。

(2) 固定資産取得費用が2億円以上であり、かつ、愛知県21世紀高度先端産業立地補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）第6条第1号に該当する者として市が認定される補助事業に係る新增設等を行う事業者で、次のいずれにも該当するもの

ア 当該新增設等に伴い常用雇用者数を5人以上増加させるもの

イ 過去に同一事業において、この号の規定による事業者として補助金の交付を受けていないこと。

ウ 前号エ及びオに該当すること。

（補助の対象とする経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、新增設等（前条第2号に規定する事業者にあつては、工場に係るものに限る。）に係る固定資産の取得費用に相当する額（以下「補助対象経費」という。）とする。

（補助率及び補助金の額）

第5条 補助金の補助率及び限度額は次の表のとおりとする。

	区分	補助率	限度額
第3条第1号に規定する事業者	第3条第1号ア（ア）に該当するもの	補助対象経費の10%以内	10億円
	第3条第1号ア（イ）に該当するもの	補助対象経費の5%以内	5億円
第3条第2号に規定する事業者	既設又は新たに賃借した工場の建物内に新たに機械設備を設置するもの	補助対象経費の5%以内	10億円
	新たに設置又は拡充した工場の建物	補助対象経費	10億円

	内に新たに機械設備を設置するもの	の10%以内	
--	------------------	--------	--

2 過去に第3条第1号に規定する事業者の新增設等に係る補助金の対象となった工場等がある一企業グループ内の事業所の敷地内に、当該一企業グループ内の企業（自社を含む。）が同号に規定する事業者として新增設等を行う場合の補助金の総額は、当該一企業グループで10億円を限度とする。ただし、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則）で定められている持分法の適用を受ける会社については、持分の比率に応じて、限度額に算入する。

3 前項の規定は、第3条第2号に規定する事業者として新增設等を行う場合の補助金の総額について準用する。

（補助事業の認定）

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、当該工場等の新增設等に着手する日（工場等を購入し、又は新たに賃借して工場等の新增設等を行う場合は、当該購入又は賃借に係る契約を締結する日）の30日前までに補助事業認定申請書（様式第1）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された補助事業認定申請書について、審査等を行い、相当と認めたときは補助事業（認定・変更認定）通知書（様式第2）により、相当でないと認めたときは補助事業（不認定・取消）通知書（様式第3）により、当該事業者へ通知するものとする。

（認定の変更）

第7条 前項の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、認定を受けた補助事業の内容を変更しようとするときは、速やかに補助事業変更認定申請書（様式第4）を市長に提出し、その認定を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定により提出された補助事業変更認定申請書について、審査等を行い、相当と認めたときは補助事業（認定・変更認定）通知書により、相当でないと認めたときは補助事業（不認定・取消）通知書により、当該認定事業者へ通知するものとする。

（操業開始の期日）

第8条 認定事業者は、補助事業認定申請書を提出した日から3年以内に当該工場等の操業を開始しなければならない。

（認定の取消し）

第9条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該認定を取り消し、補助事業（不認定・取消）通知書により、当該認定事業者

に通知する。

- (1) 認定を受けた補助事業の内容に著しい変更があったとき。
- (2) 新增設等に係る工場等の操業を開始した日から第11条の規定による申請の日までに当該工場等を休止し、若しくは廃止し、又は当該工場等の規模を著しく縮小したとき。
- (3) 第3条に規定する補助対象の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 虚偽その他不正な手段により、認定を受けたとき。
- (5) 市との信頼関係が著しく損なわれ、又は社会的に非難されるべき行為を行ったとき。
- (6) 前各号に定めるもののほか、市長が不適當であると認めるとき。

(届出)

第10条 認定事業者（認定を受けようとする事業者を含む。）は、工場等の新增設等に着手し、又は完了したときは、工場等の新增設等（着手・完了）届（様式第5）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 認定事業者は、当該工場等の操業を開始し、休止し、又は廃止したときは、工場等の操業（開始・休止・廃止）届（様式第6）を速やかに市長に提出しなければならない。

(申請手続)

第11条 認定事業者は、補助金等交付申請書兼実績報告書（様式第7）を当該工場等の操業の開始の日から1年以内（市長が困難であると認める場合にあっては、別に市長が定める日まで）に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第12条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、及び必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、規則第5条第1項の補助金等交付決定通知書により、当該認定事業者に通知するものとする。

(補助金の交付等)

第13条 補助金の交付は、5億円を超える場合は3年間、2億円を超える場合は2年間に分割して交付することができる。

(常用雇用者数の報告)

第14条 補助金の交付決定を受けた認定事業者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付を受ける年度（前条の規定により分割して交付される場合にあっては、最終交付年度）の末日における常用雇用者数を、常用雇用者数報告届

(様式第8)により市長に届け出なければならない。

(決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、原則として、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 新增設等に係る工場等の操業を開始した日から5年以内に当該工場等の操業を休止し、又は廃止したとき。
- (2) 第3条に規定する補助金の交付対象者でないことが判明したとき。
- (3) この要綱又は規則に違反したとき。
- (4) 市との信頼関係が著しく損なわれ、又は社会的に非難されるべき行為を行ったとき。

2 補助事業者は、当該工場等が前項各号に該当すると認めるときは、市長にその旨を報告しなければならない。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、既に交付した補助金の返還を命ずることができる。この場合において、規則第11条の定めるところにより、加算金及び延滞金を納付させるものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得した固定資産を市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、当該固定資産が新增設等に係る工場等の操業を開始した日から5年を経過したものであるときは、この限りでない。

(調査)

第17条 市長は、補助金の交付後においても補助事業者に対し、補助事業により取得した固定資産の状況に関して報告し、若しくは職員をして調査させることを求め、又は補助事業の実施後の常用雇用者数等の状況に関して報告することを求めることができる。

2 前項の規定による求めを受けた補助事業者は、正当な理由なくこれを拒んではならない。

(委任)

第18条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の安城市企業投資促進事業補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に認定申請を行った者について適用し、同日前に認定申請を行った者については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成30年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第6条第1項の規定による補助事業の認定の申請に係る安城市企業投資促進事業補助金については、なお従前の例による。